

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

1. 学習指導要領の改訂にあたり、自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒に対する各教科等における指導内容、方法等や、ICT活用を含む合理的配慮事項を十分検討し、インクルーシブ教育システム構築の推進に向けて小中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に反映されるようにしていただきたい。
2. 平成 24 年 12 月に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」及び平成 26 年 3 月に国立特別支援教育総合研究所が公表した補足調査に示されている、校内支援体制、個別の指導計画の作成の徹底、特別教育支援員の配置増、環境整備、指導内容・方法の充実等の課題を解決するための方策を早急に実施していただきたい。
3. 通常の学級にいる発達障害の可能性のある児童生徒への合理的配慮と、誰にでもわかりやすい授業というユニバーサルデザインの視点から、教室環境の整備や板書の工夫、児童生徒の理解に合わせた学習の進め方等、授業の改善・充実を図っていただきたい。
特に、①教室正面の掲示物を整理し余分なものは表示しないこと、②板書の場所や消去には児童生徒の理解やノート記載速度などを配慮すること、③聞きながらノートを書くことを同時に行うことが困難な児童生徒について個別に配慮を行うことについては、早急に取り組んでいただきたい。
4. インクルーシブ教育の進展に対応し、通常の高等学校に在籍する自閉症をはじめとする発達障害のある生徒のキャリア教育・就労支援が進められるよう、教育・相談・支援のセンター的機能のある機関の設置及び相談・支援コーディネーター育成のためのモデル事業等により研究開発を図っていただきたい。
5. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業について、発達障害早期支援研究事業、各学校段階移行期の引継に関する系統性のある支援研究事業、放課後デイサービス事業者との連携支援に関する放課後等福祉連携事業の調査研究が行われているが、その結果に基づいて、全都道府県においてなるべく早くこれらが実施されるよう取り組んでいただきたい。
6. インクルーシブ教育構築のために、自閉症をはじめとする発達障害の理解、教育、支援の充実に関連して、小中学校及び高等学校の校長を含む全ての教職員に研修事業

を推進していただきたい。

また、児童生徒が発達障害について適切な理解ができるような授業を実施していただきたい。

7. 自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、平成 19 年 12 月に国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、及び平成 24 年 12 月の第 67 回国連総会で採択された「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議（略記）の趣旨を学校教育において周知させ、さらに積極的な啓発活動を行っていただきたい。

8. 知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級における知的障害と自閉症、自閉症・情緒障害特別支援学級における自閉症と情緒障害について、それぞれ児童生徒の在籍状態等の実態を明らかにして公表していただきたい。

9. 知的障害特別支援学校において、自閉症の児童生徒数が増加している現状及び、自閉症の障害特性に応じた教育の必要性があることから、自閉症のある児童生徒と自閉症のない児童生徒の学級および教育課程を分けて実施する方向を示し、指導の充実を図っていただきたい。

また、知的障害特別支援学級においても、知的障害と自閉症を併せもつ児童生徒の教育内容や指導方法等を充実させていただきたい。

10. 通級による指導を受ける自閉症の児童生徒が増えているため、教室の増設、担当教員の加配をするとともに、児童生徒の多様なニーズに対応できるよう専門性を高めていただきたい。

12. 強度行動障害の低減化を図るためには、学齢期における自閉症の児童生徒への適切な教育や配慮が不可欠であるため、学校現場における支援の改善・充実のために教員向けの研修を事業として実施していただきたい。

13. 特別支援学校における職業教育について、可能な限り高等部以前の早い時期から取り組んでいただきたい。

II 中長期的な課題に関する要望

1. 自閉症の児童生徒が特別支援学校や特別支援学級において大きな割合を占めている状況に相応しい法制度が図られるよう、学校教育法第 72 条に「自閉症の人々」を位置づ

け、同様に 75 条、80 条、81 条等、関係する法令においても明記していただきたい。

2. 自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒のために、障害特性を配慮した教科書及び指導書についてのさらなる研究開発を図り、現在使用している教科書の問題点を明らかにして、改善していただきたい。
3. 自閉症スペクトラムの特性を持つ生徒が増えている現状をふまえ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、知的障害特別支援学級の生徒数を 5 人以下とするか、担当教員の加配を図っていただきたい。
4. 自閉症の本態解明や効果的な支援方策に関する研究を推進していただきたい。
5. 各大学の教育学部教員養成課程に「発達障害教育」科目を立て、自閉症をはじめとする発達障害についての理解を必須科目としていただきたい。
6. 自閉症の人々のすべてのライフステージに対応できる専門医を養成していただきたい。
7. 大学医学部に児童青年精神医学を講ずる講座または部門を正式に立ち上げ、自閉症をはじめとする発達障害の臨床にかかわる専門医の養成を行っていただきたい。
8. 自閉症をはじめとする発達障害のある人々を正しく理解し、適切な支援を担う人材を医療・教育・福祉・労働の分野において養成し、確保していただきたい。また、自閉症の人々にかかわる教職員等の研修等に当たっては、自閉症の療育に経験が豊富な教育機関および全日本自閉症支援者協会（元全国自閉症者施設協議会）加盟施設の現場での実習やその人材を活用していただきたい。